

首都直下地震対策局長級会議の設置について

1 趣旨

東日本大震災を踏まえ、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震、さらには関東大震災クラスの地震に対する対策を強化、確立することが急務である。

この対策は、防災対策の域を超えて、国家的危機管理、金融・産業等経済社会システム、情報通信システム、国土政策など多様な視点からの検討が必要である。

とりわけ、首都地域においては、中枢機能が集積していることから、首都直下地震時においても、中枢機能が継続できるよう、対策に万全を期す必要がある。

このため、関係府省庁局長クラスから構成される標記会議を設置し、特に首都中枢機能の確保に関して、当面取り組むべき対策等を早急に取りまとめる。

2 検討内容

(1) 各府省庁業務継続計画の検証・強化について

各府省庁が策定している首都直下地震を想定した業務継続計画について、東日本大震災の教訓等を踏まえて改めて検証し、改善すべき課題を明らかにした上で、充実・強化する。

(2) 政府横断的な業務継続のあり方の検討

(1)の府省庁ごとの検討に加えて、首都直下地震時において政府全体として必要な業務が継続できる体制を確立するため、各府省庁の業務継続計画の整合性の確保など、政府横断的な業務継続のあり方等を検討し、実施すべき対策項目を取りまとめる。

3 検討の進め方

(1) 本会議の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付が処理する。

(2) 2(1)については、内閣府において、有識者が参画する検証の場を設けることとし、その検証の場において、各府省庁からヒアリングをすること等を通じて、課題の抽出・整理を行い、業務継続計画の充実・強化方策を取りまとめる。

(3) 2(2)については、(1)の各府省庁ヒアリングの結果等を踏まえ検討を進め、本年夏頃を目途に実施すべき対策項目を取りまとめる。

- (4) 上記で得られた成果は、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置される「首都直下対策検討ワーキンググループ(仮称)」に報告し、同ワーキンググループが本年夏頃に行う「当面実施すべき首都直下地震対策のとりまとめ」に反映させる。

首都直下地震対策局長級会議構成

(座長) 内閣府審議官

内閣官房危機管理審議官

内閣官房内閣審議官(情報セキュリティセンター副センター長)

内閣官房内閣総務官

内閣府大臣官房長

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

内閣府政策統括官(防災担当)

内閣法制局総務主幹

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁警備局長

金融庁総務企画局長

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房長

消防庁次長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省社会・援護局長

農林水産省経営局長

経済産業省大臣官房長

資源エネルギー庁次長

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省水管理・国土保全局長

国土交通省国土政策局長

国土地理院参事官

気象庁次長

海上保安庁次長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針

(第1次)

首都直下地震対策局長級会議申合せ
平成24年3月23日

東日本大震災を踏まえ、切迫性の高い首都直下地震への対策強化については、既に各府省庁において業務継続計画の検証・見直しが行われているが、中央防災会議防災対策推進検討会議中間報告(平成24年3月7日)等を踏まえ、特に首都中枢機能の継続性確保の観点から、政府全体としての取組を充実・強化するため、各府省庁においては、本年夏頃を目途に一定の成果が得られるよう、以下の方針に沿って取組を進めるものとする。

1 職員の確保

首都直下地震が勤務時間外に発生した場合には職員の確保が課題となるが、必要な職員数の見積もりや参集予測を行っていない省庁や、必要な職員を参集要員として指定していても当該要員が職場近傍に居住していないこと等により必要な職員数を確保できる見込みがない省庁があることから、必要となる職員が確保できる体制について検討すること。

2 災害対策本部等の執務環境の確保

参集した職員が、首都直下地震時においても継続すべき非常時優先業務を実施できるよう、以下により執務可能な環境をあらかじめ確保できる対策について検討すること。

① 電力の確保

自家発電設備の燃料については、1週間程度は自家発電設備が稼働できるよう燃料の確保に目途をつけること。また、自家発電設備の配電先を確認し、その見直しを行うこと。

② 情報ネットワークシステムの機能確保

情報ネットワークシステムについて、地震発生後の保守業務の継続性を確実に確保するとともに、バックアップデータの同時被災を回避するための対策について検討すること。

③ 執務環境の確保

非常時優先業務を実施する執務室内の什器等の固定を確実に行うとともに、食料・水だけでなく、簡易トイレや毛布等も備蓄すること。

④ 帰宅困難者対応

平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定して、職員の一斉帰宅を抑制する

ため、首都圏所在の対応が可能な国の官署について、全職員及び庁舎への来訪者が少なくとも3日間は職場にとどまることができる対策を検討するとともに、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れが円滑に進められるよう、受入・滞在場所や誘導體制、市区町村との連携体制等について、管理する庁舎ごとにマニュアルを作成する等、あらかじめ定めておくこと。

3 非常時優先業務の検証

首都直下地震を想定した現在の業務継続計画において選定している非常時優先業務について、東日本大震災を踏まえて、時系列に沿った業務内容について改めて検証すること。

その際、現行の首都直下地震の被害想定では想定されていない、より過酷な事象が生じた場合に、各府省庁の所管業務に関連して生じる社会的・経済的被害や、それに伴って新たに生じる業務、また被害事象がより過酷になることに伴って発生が想定される業務継続に支障を及ぼす新たな要因についても併せて検討すること。

4 業務継続計画に係る PDCA サイクルの確立

業務継続計画を実効あるものとするためには、計画の策定後も継続的な改善が必要であるが、策定後、一度も改訂していない機関があるなど、PDCA サイクルが機能していない面が見られる。そのため、各府省庁において、業務継続計画について、継続的な改善が行われるよう PDCA サイクルを確立するための仕組みを確立すること。

5 訓練の実施等

業務継続計画の実効性を検証、確保するため、首都直下地震等を想定して、安否確認訓練、参集訓練に加えて、災害対策本部の設置・運営等の訓練を含めた、業務継続計画の訓練についての実施計画を作成すること。

6 バックアップ機能の確保

入居している庁舎が耐震性を有しない府省庁のみならず、あらゆる可能性を考慮した最悪事態に備える観点から、入居している庁舎が耐震性を有する省庁にあっても、本来の庁舎が被災した場合を想定して一定の業務が実施できるよう代替機能を確保すること。